税金 1

◆ 住民税

→ 1月から12月までの1年間の所得に対して課された税額を
翌年6月から翌々年5月までに「後払い」で納める。
退職後は自分で納める必要がある。

□ 6～12月に退職した場合

残額支払方法を一括か分割か選択

一括の場合 → 会社と相談し支払う

分割の場合 → 納税通知書に沿って役所に支払う

□ 1～ 5月に 退職した場合

残額を退職時に一括で支払う。

税金 2

◆ 所得税

□ 年内に再就職した場合

→ 再就職先の会社で年末調整を行う。

□ 年内に再就職しなかった場合

→ 翌年、確定申告を行う